

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 6 号
件 名	情報公開請求に対しての公開方法・時間指定の適正な運用を求めることについて
要 旨	<p>情報公開請求に対して、公開決定通知書が送付されてきました。通知書には、公開の時間を「午前9時から午後4時まで（ただし、午前11時30分から午後1時までを除く。）」と記載されていました。何の事前説明もなく、今年に入ってから変更されました。この対応は現時点で、ある一課だけです。</p> <p>公開の方法は、同じ部であってもそれぞれ違います。3課が横並びに設置されている場合、コピー機利用、課に納付、銀行での納付となります。さらに、区役所、出先機関によっても異なります。特に出先機関等の場合は、公開決定通知書を持って行き、閲覧し、コピーが必要な場合は、銀行を探し、納付した後再度出先機関に行き、納付書を見せ、コピーしてもらいます。この場合、出先機関にあるコピー機でコピーをし、その枚数分の料金の領収書を発行できないのでしょうか。銀行発行の納付書についても、納付書のコピーを取る、コピーを取らず納付の確認をするだけとまちまちです。財務処理上の問題はないのでしょうか。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報公開請求に対する公開の時間は執務時間内とすること。</li> <li>2 「写しの窓口における交付」の公開方法を統一すること。</li> <li>3 公開方法を統一できないときは、公開決定通知書に公開方法を詳細に記載すること。</li> </ol>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 }           } 総務常任委員会 第3項 }</p> <p>令和5年3月9日</p>
受 理	令和5年2月20日 第654号